

## 風水害、地震等の非常変災時等の措置について

本校では、風水害、地震等の非常変災時には、児童の登下校の安全確保に向けて、大阪市教育委員会の指示により、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」「高潮警報」「特別警報」のいずれかが発表された場合。

イ 港区のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- |                               |                  |
|-------------------------------|------------------|
| ○大阪市 HP(発令した場合、トップ画面に表示されます。) | ○LINE 大阪市公式アカウント |
| ○おおさか防災ネット(メール登録もできます)        | ○大阪市危機管理室ツイッター   |
| ○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます。)     |                  |

ウ 大阪市内において、「震度5弱以上の地震」が発生(気象庁発表)した場合。

~~今回削除~~ → エ「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まつたと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

※登下校中に災害等が発生した場合

状況に応じ、自宅や学校、その他近くの安全な場所等に避難することや、どのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※登校後に災害等が発生した場合

上記アのように発表が予想されるときは、予めミマモルメで児童の下校先を入力いただき、それに基づき児童を緊急集団下校または学校待機とします。また、保護者の判断で欠席、自宅待機される場合もお知らせください。

上記ウのように発生が予想が困難なものは、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。

ただし、上記イ「警戒レベル4(全員避難)」が発令された場合、校内で児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※「いきいき」活動は、学校が休校措置の場合はありません。また、早期下校の場合は中止となります。  
※臨時休業となった場合は、ミマモルメやホームページでお知らせいたします。電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

本校区地域の避難勧告等対象地域について

■旧淀川の河川(尻無川)避難勧告等対象地域について

港区では、市岡元町、磯路、南市岡、市岡、三先1丁目が対象地域です。(発令基準に達した場合に、1階床下 50cm 未満の浸水地域となります。)